

危険犬適正飼養管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、危険犬の適正飼養管理についての指導事項を定めることにより、咬 傷事故等による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を未然に 防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(以下「飼養保管基準」という。)」の定めるところによる。

(指導事項)

第3条 動物愛護管理センター、宮古保健所及び八重山保健所の長(以下「所長」という。) は、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する職員に、所有者等が、飼養保管基準の 他、次の各号に掲げる事項を遵守するよう指導させるものとする。

- (1) 危険犬は、檻飼いを原則とし、逸走防止のため鎖等で係留すること。
- (2) 檻は、施錠できるものであることとし、鍵の管理は所有者等が行うこと。
- (3) 檻の設置場所は、公路を通行する人が接触しない場所で、かつ、所有者等以外の人 が容易に立ち入れない場所であること。
- (4) 人目につきやすい場所に危険犬の飼養をしめす表示をすること。
- (5) 危険犬は、本条の指導事項を遵守できる者以外には譲渡しないこと。
- (6) 危険犬を譲渡する場合は、予め譲渡先を管轄する出先機関(動物愛護管理センター、宮古保健所又は八重山保健所)へその旨情報提供すること。

(市町村への通報)

第4条 所長は、危険犬の飼養及び保管の状況が、当該犬の所在する市町村が定める条例 に違反すると認めたときは、速やかに当該市町村へ通報するものとする。

(情報の収集)

第5条 所長は、第3条に規定する指導を行うため、適法かつ公平な手段により危険犬の 所有者等の情報を収集するよう努めるものとする。

附則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。